

# 公報

主要目次	頁
立法	
1 行政事務部局組織法	6
2 行政機関職員定員法	5
3 統計部設置法	4
4 経済企画院設置法	3
5 検察庁法	1

立法院の議決した行政事務部局組織法に署名し、ここにこれを公布する。  
一九五三年四月一日  
行政主席 比嘉 秀平

立法第九號  
琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。

### 行政事務部局組織法

(目的)  
第一條 この立法は、行政主席の統轄する行政事務部局の機構及び所掌事務の範圍を定めることを目的とする。

(行政事務部局)  
第二條 行政事務部局として、行政主席官房(以下「官房」という。)及び左の七局を置く。

- 一 内政局
- 二 文教局

- 三 社会局
  - 四 経済局
  - 五 工務交通局
  - 六 法務局
  - 七 警察局
- 2 前項の官房及び各局の外、立法の定めるところにより部、室、庁及び委員会を置くことができる。  
(所掌事務)

第三條 官房及び各局の所掌事務は、左の通りとする。

- 一 官房
  - ① 秘書及び儀式はう賞並びに各部局間の事務の調整に関すること。
  - ② 職員の進退及び身分に関すること。
  - ③ 法令の公布及び文書に関すること。
  - ④ 情報に関すること。
  - ⑤ その他他局に屬しないこと。
- 二 内政局
  - ① 政府の豫算決算並びに税その他財務に関すること。
  - ② 市町村行政及び財務に関すること。
- 三 文教局
  - ① 中央教育委員会に関すること。
  - ② 学校、地方教育委員会その他教育に関する機関に対し助言を與えること。
  - ③ 教育に関する調査研究に関すること。

- 四 社会局
  - ① 社会福祉に関すること。
  - ② 労働に関すること。
  - ③ 保健衛生に関すること。
  - ④ 移民に関すること。
  - ⑤ 援護及び復員に関すること。
- 五 経済局
  - ① 農業、工業、鉱業、商業、林業及び水産業に関すること。
  - ② 計量に関すること。
  - ③ 企業の免許に関すること。
  - ④ 特許権、商標、商標その他商工業上の登録に関すること。
  - ⑤ 援助物資の管理及び清算に関すること。
- 六 工務交通局
  - ① 土木建築に関すること。
  - ② 運輸に関すること。
  - ③ 港灣に関すること。
  - ④ 電力に関すること。
  - ⑤ 郵務に関すること。
  - ⑥ 電務に関すること。
  - ⑦ 気象に関すること。
- 七 法務局
  - ① 法令案の審議に関すること。
  - ② 政府に利害關係ある訴訟に関すること。
  - ③ 行刑及び更生保護に関すること。
  - ④ 戸籍、登記及び供託に関すること。

- 八 警察局
  - ① 公共の秩序の維持に関すること。
  - ② 生命及び財産の保護に関すること。
  - ③ 犯罪のその査及び被疑者の逮捕に関すること。
  - ④ 出入國管理に関すること。

(分課)  
第四條 官房及び各局に、その所掌事務を分掌させるため、課を置く。

第五條 行政主席は、第二條の各部局の外、特に必要がある場合には、審議会又は協議会(諮問的又は調査的なものをいう。)を置くことができる。

(附屬機關)  
第六條 各局に、第四條の課の外、別表第二に掲げる附屬機關を置く。

2 前項の機關の名稱、位置及び組織

は、行政主席が定める。

(支分部局)

第七條 各局に、その所掌事務を分掌させるため、別表第三に掲げる支分部局を置く。

2 前項の支分部局の名称、位置、管轄区域及び組織は、行政主席が定める。

(地方庁)

第八條 行政主席の権限に屬する事務を分掌させるため、立法の定めるところにより地方庁を置くことができる。

(行政主席の事務委任)

第九條 行政主席はその権限に屬する事務の一部を、法令の定めるところにより、各都府又は機関の長その他のものに委任することができる。

(行政主席の中止権)

第十條 行政主席は、各都府又は機関の長の処分を中止せしめ、必要な處置を行うことができる。

(権限濫用の認定)

第十一條 各都府の長の間における権限についての疑義は、行政主席が裁定する。

(行政副主席)

第十二條 行政副主席は、行政主席を補佐し、行政主席の委任する行政事務を行い、行政主席が不在のとき又は事故のあるときは、その期間中行政主席の職務を行う。

(官房、各局の長及びその権限)

第十三條 官房及び各局に、それぞれ

官房長及び各局長を置く。

2 官房長及び各局長は、それぞれその機関の所掌事務を統括し、職員の仕事についてこれを監督し、法令がその権限に關させた事務を行う。

(次長)

第十四條 官房及び各局に、次長を置く。

2 次長は、官房長及び各局長を助け、所掌事務を整理し、官房長及び局長に事故があるときは、その職務を代行する。

(課長)

第十五條 課に課長を置く。  
2 課長は上司の命を受け、課の分掌事務を掌理する。

(各機關の長)

第十六條 第六條から第八條までの機関には、それぞれ長を置く。  
2 前項の各機關の長は、その機関の事務を統括し、職員を指揮監督し、法令がその権限に關させた事務を行う。

(定員)

第十七條 行政事務部局におかれる職員は、別に立法で定める。

附 則

第一條 この立法は、一九五三年四月一日から施行する。  
第二條 財政局設置法(一九五一年立法第一號)、郵政局設置法(一九五一年立法第八號)、統計局設置法(一九五一年立法第十四號)、商工局設置法(一九五二年立法第一號)、運

輸局設置法(一九五二年立法第二號)、行政主席官房設置法(一九五二年立法第三號)、厚生局設置法(一九五二年立法第五號)、行政主席情報局設置法(一九五二年立法第六號)、法務局設置法(一九五二年立法第七號)、資源局設置法(一九五二年立法第九號)、總務局設置法(一九五二年立法第十號)、及び工務局設置法(一九五二年立法第十一號)は、廢止する。但し、他の立法に別段の定めのある場合を除く外、従前の機関及び職員は、この立法に基く相當の機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第三條 地方庁設置法(一九五二年立法第三十六號)に基く各地方庁は、第八條の規定に基いて設置されたものとする。

別表第一

のとみなす。

第四條 琉球列島米國民政府布令第五十七號(一九五一年)に基く選挙管理委員会、琉球列島米國民政府布令第六十五號(一九五二年)に基く海難審判委員会、琉球列島米國民政府布令第六十六號(一九五二年)に基く中央教育委員会及び琉球列島米國民政府布令第九十七號(一九五三年)に基く労働委員会は、第二條第二項の規定に基いて、設置されたものとみなす。

第五條 琉球列島米國民政府布令第六十六號(一九五二年)に基く文教局及び琉球列島米國民政府布令第六十七號(一九五二年)に基く警察局は、當分の間、第二條第一項の規定に基いて、設置されたものとみなす。

行政事務部局	分 課
官 房	一 總務課 二 人事課 三 文書課 四 情報課
内 政 局	一 庶務課 二 行政課 三 主計課 四 主税課 五 理財課 六 管財課 七 用度課 八 出納課
文 教 局	中央教育委員会の定めるところによる。
社 会 局	一 庶務課 二 医政課 三 公衆衛生課 四 福祉課 五 援護課 六 労働課 七 移民課
經 済 局	一 庶務課 二 農務課 三 水産課 四 林務課 五 畜産課 六 協同組合課 七 開拓課 八 糖業課 九 工礦課 十 貿易課 十一 商務課

警察局	法務局	工務交通局	經濟局	社會局	文教局	內政局	官房	行政事務部局	別表第二	警察局	法務局	工務交通局
	一行刑研修所	一 機械工場 二 資材集積所 三 車輛管理所 四 氣象台	一 森林所 二 農業研究指導所 三 林業試驗場 四 水産研究所 五 家畜衛生研究所 六 蠶糸檢定 所 七 家畜檢疫所 八 植物防疫所 九 物産檢査 所 十 種畜場 十一 工業試驗場 十二 染色指導 所 十三 駐日代表事務所 十四 援助物資管理所 十五 肥料檢査所	一 衛生研究所 二 病院 三 診療所 四 療養所 五 保健所 六 檢疫所 七 養老院 八 盲ろうあ 院 九 教護院 十 養護院 十一 結核研究所 十二 勞務事務所	一 圖書館 二 博物館			附屬機關			一 庶務課 二 法制課 三 行刑課 四 民事課 五 財産管理課	一 庶務課 二 土木課 三 建築課 四 電力課 五 陸運課 六 海運課 七 郵務課 八 電務課 九 郵便經理課 十 資材課

行政事務部局	機關名	特別職	一般職	計	別表第三	行政事務部局	官房	內政局	文教局	社會局	經濟局	工務交通局	法務局	警察局	
二三			七、四〇一	七、四二三		支分部局		一 稅關 二 稅務署	一 教育長事務所		一 企業免許事務所 二 計畫檢査所	一 工務出張所 二 港務所 三 中央郵便局 四 中央電報局 五 郵便局 六 電氣通信工事局 七 貯金管理局 八 無線電報局	一 支局 二 登記所 三 土地事務所 四 刑務所		
<p>立法院の議決した行政機關職員定員法に署名し、ここにこれを公布する。 一九五三年四月一日 行政主席 比嘉 秀平 立法第十號 琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。</p> <p>行政機關職員定員法</p> <p>(職員)の定員) 第一條 この立法において、行政機關職員(以下「職員」という)とは、行政事務部局及び人事委員会に常時勤務する琉球政府公務員をいう。 第二條 職員は、左の表に掲げる通りとする。</p>															

人事委員会	三	一四	一七
計	二五	七、四一五	七、四四〇

2 警察官及び刑務官で初任教養中の者は、豫算の範圍内において、前項の定員の外に置くことができる。  
(部局・機關別の定数)  
第三條 前條第一項の行政事務部局に置かれる職員各部局及び機關別の定数は、行政主席が定める。

附則  
第一條 この立法は、公布の日から施行する。  
第二條 職員は、その数が一九五三年四月一日において、第二條に規定する定員をこえないように、同年三月三十一日までの間に、逐次整理するものとし、それまでの間同條の定員をこえる職員は、定員の外にあるものとする。

第三條 この立法の施行に伴う整理によつて退職する職員には、當該退職者の俸給月額額の三箇月分を退職手當として支給しなければならない。但し、退職金の支給を受けた者が、退職後三箇月以内に再び政府の職員に採用される場合には、未經過期間分の退職金に相當する金額を政府に返還しなければならない。

2 前項の退職手當の支給條件及び支給方法については、任命権者が定める。

立法第十一號	七、四一五	七、四四〇
--------	-------	-------

立法院の議決した統計部設置法に署名し、ここにこれを公布する。  
一九五三年四月一日  
行政主席 比嘉 秀平

立法第十一號  
琉球政府立法院は、この次の通り定める。  
**統計部設置法**  
(目的)  
第一條 この立法は、統計部の所掌事務の範圍を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)  
第二條 行政事務部局組織法(一九五三年立法第九號)第二條第二項の規定に基づいて、統計部を設置する。  
(所掌事務)  
第三條 統計部は、政府所管に關する左の事務をつかさどる。  
一 國勢調査その他國勢の基本に關する統計調査の實施及び製表に關すること。  
二 統計法(一九五一年立法第十三號)に規定する事務に關すること。

三 統計調査の結果の編集及び刊行に關すること。  
第四條 統計部に、部長の外、所要の職員を置く。  
(部長の任務)  
第五條 部長は、部の事務を統括し、職員に服務についてこれを監督し、法令がその權限に屬させた事務を行う。  
(分課)  
第六條 統計部に、左の四課を置く。  
庶務課  
經濟課  
人口社會課  
製表課  
(課長)  
第七條 課に、課長を置く。  
2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。  
(庶務課)  
第八條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。  
一 機密に關すること。  
二 部長の官印及び部印の管守に關すること。  
三 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すること。  
四 部内豫算、決算及び會計に關すること。  
五 統計調査の結果の編集及び刊行に關すること。  
六 統計知識の普及及び宣傳に關すること。

七 所轄財産及び物品に關すること。  
八 他課に屬さない事務に關すること。  
(經濟課)  
第九條 經濟課においては、左の事務をつかさどる。  
一 經濟に關する統計調査の企画並びに實施に關すること。  
二 財政及び金融の統計調査に關すること。  
三 物価、半計費調査に關すること。  
四 商業、貿易、工業及び鑛業の統計調査に關すること。  
五 耕地面積及び農作物の作況並びに生産高の調査に關すること。  
六 農山漁村の統計的經濟調査に關すること。  
七 前二號に掲げる以外の農林畜水産業の調査に關すること。  
八 土地及び氣象の統計調査に關すること。  
九 その他の經濟調査に關すること。

十 第二號から第八號までの統計調査の結果の解析に關すること。  
(人口社會課)  
第十條 人口社會課においては、左の事務をつかさどる。  
一 人口及び社會に關する統計調査の企画並びに實施に關すること。  
二 國勢調査に關すること。  
三 労働力、資金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

第十條 人口社會課においては、左の事務をつかさどる。  
一 人口及び社會に關する統計調査の企画並びに實施に關すること。  
二 國勢調査に關すること。  
三 労働力、資金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

第十條 人口社會課においては、左の事務をつかさどる。  
一 人口及び社會に關する統計調査の企画並びに實施に關すること。  
二 國勢調査に關すること。  
三 労働力、資金、勤労及び住宅の統計調査に關すること。

名 稱	位 置	管 轄 区 域
奄美統計支部	名瀬市	奄美群島
沖繩北部統計支部	名護町	沖繩群島のうち宮國頭郡
沖繩南部統計支部	那覇市	沖繩群島のうち宮國頭郡を除く地域
宮古統計支部	平良市	宮古群島
八重山統計支部	石垣市	八重山群島

(支部長)  
第十四條 統計支部に、支部長を置く。  
支部長は、部長の指揮監督を受け、当該統計支部の事務並びにその権限に關する事務を掌理し、所屬の職員を指揮監督する。

三 小売價格統計調査の製表に關すること。  
四 労働力統計調査の製表に關すること。  
五 農業生産統計調査の製表に關すること。  
六 その他の統計調査の製表に關すること。  
七 統計調査原票及び製表資料の保管に關すること。  
第十二條 統計部に、支分部局として、統計支部を置く。  
統計支部の名稱、位置及び管轄区域(統計支部の名稱、位置及び管轄区域)は、左の通りとする。

三 支部長は、法令の定めるものの外、部長の認可を得て、當該支部の執行細則を定めることができる。  
(所掌事務)  
第十五條 統計支部においては、統計部の所掌事務のうち左に掲げる事務をつかさどる。

一 市町村その他の個人又は団体からの統計調査の審査及び報告に關すること。  
二 統計法第四條による統計調査票の審査報告及びこれに關する資料の保管に關すること。  
三 市町村統計事務の指導調整に關すること。  
四 その他部長の命ずること。  
(委任規定)  
第十六條 この立法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。  
附 則  
第一條 この立法は、一九五三年四月一日から施行する。  
第二條 統計法(一九五一年立法第十三號)の一部を次のように改正する。  
第二條を次のように改める。  
第二條 削除  
第三條 この立法施行の際、他の法令中「統計局」とあるのは「統計部」「統計局長」とあるのは「統計部長」と読み替へるものとする。  
立法院の議決した経済企画室設置法に署名し、ここにこれを公布する。  
一九五三年四月一日  
行政主席 比嘉 秀平  
立法第十二號  
琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。  
(目的)  
(経済企画室設置法)

第一條 この立法は、經濟企画室の所掌事務の範圍を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。  
(設置)  
第二條 行政事務部局組織法(一九五三年立法第九號)第二條第二項の規定に基いて、經濟企画室を設置する。  
(所掌事務)  
第三條 經濟企画室は、政府所管に屬する左の事務をつかさどる。  
一 經濟に關する企画の総合立案に關すること。  
二 經濟力の調査研究に關すること。  
三 金融に關する基本的施策の調査研究に關すること。  
四 外資導入の調査研究に關すること。  
(職員)  
第四條 經濟企画室に室長の外、所要の職員を置く。  
第五條 室長は室の事務を統括し、職員に對してこれを監督し、法令がその権限に關させた事務を行う。  
(分課)  
第六條 經濟企画室に、左の三課を置く。  
庶務課  
企画課  
調査課

(課長)  
第七條 課に、課長を置く。  
第八條 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。  
(庶務課)  
第九條 庶務課においては、左の事務をつかさどる。  
一 機密に関する事。  
二 室長の官印及び室印の管理に関する事。  
三 室の豫算、決算及び会計に関する事。  
四 室務の総合調整に関する事。  
五 所管財産及び物品に関する事。  
六 他課に属さない事務に関する事。  
(企画課)  
第九條 企画課においては、左の事務をつかさどる。  
一 経済に関する企画の総合立案に関する事。  
二 総合開発資料の収集及び調整に関する事。  
三 経済に関する基本的政策の総合調整案に関する事。  
(調査課)  
第十條 調査課においては、左の事務をつかさどる。  
一 経済力の調査に関する事。  
二 財政、金融及び通貨等の調査に関する事。  
三 外資導入の調査及び外資導入合同審議会に関する事。

四 その他経済の総合企画の立案に必要な調査に関する事。  
(委任規定)  
第十一條 この立法施行に關し必要な事項は、規則で定める。  
附則  
この立法は、一九五三年四月一日から施行する。  
立法院の議決した檢察庁法に署名し、ここにこれを公布する。  
一九五三年四月一日  
行政主席 比嘉 秀平  
立法第十三號  
琉球政府立法院は、ここに次の通り定める。  
檢察庁法  
(檢察庁)  
第一條 檢察庁は、檢察官の行う事務を統括するところとする。  
(檢察庁及び支部の設置)  
第二條 檢察庁は、那覇市に置く。  
2 檢察庁の事務の一部を取り扱わせるため、支部を置く。  
3 前項の支部の名称及び位置は、左の通りとする。

名 称	位 置
奄美支部	名瀬市
宮古支部	平良市
八重山支部	石垣市

(檢察官の種類)  
第三條 檢察官は、檢察長、次長檢察、檢察及び副檢察とする。  
(檢察官の職務権限)  
第四條 檢察官は、刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正當な適用を請求し、且つ、裁判の執行を監督し、裁判所の権限に屬するその他の事項について、職務上必要と認めるときは、裁判所に通知を求め、又は意見を述べ、又、公益の代表者として他の法令がその権限に屬させた事務を行う。  
(檢察官の捜査権)  
第五條 檢察官は、犯罪について捜査をすることが出来る。  
2 檢察官と他の法令により捜査の職権を有する者との關係は、刑事訴訟に關する法令の定めるところによる。  
(檢察長、次長檢察)  
第六條 檢察長は檢察庁の長として、庁務を掌理し、職員を指揮監督する。  
2 次長檢察は、檢察長を補佐し、檢察長に事故のあるとき、又は檢察長が欠けたときは、その職務を行う。  
(支部勤務者)  
第七條 各支部においては、その支部に屬する上級の檢察官がその支部に屬する事務を掌理し、且つ、その支部の職員を指揮監督する。  
(事務移轉)  
第八條 檢察長は、檢察官の事務を自ら取り扱い、又は他の檢察官に取り扱

扱わせることができる。  
(臨時職務代理)  
第九條 檢察長及び次長檢察とともに事故のあるとき、又は檢察長及び次長檢察があらかじめ定めぬ順序により、臨時に檢察長の職務を行う。  
2 支部の事務を掌理する檢察官に事故のあるとき、又はその檢察官が欠けたときは、檢察長の指定する他の檢察官又は他の職員が、臨時にその職務を行う。  
(行政主席の指揮監督)  
第十條 行政主席は、第四條及び第五條に規定する檢察官の事務に關し、檢察官を一般に指揮監督することが出来る。但し、個々の事件の取調又は處分については、檢察長のみを指揮監督することが出来る。  
(檢察官の任命)  
第十一條 檢察官は、行政主席によつて任命される。  
2 檢察官に任せられる者は、琉球法曹会の試験局によつてその地位にふさわしい者として証明されなければならない。  
(適格審査会と罷免)  
第十二條 檢察官が自身の故障、職務上の非能率その他の事由に因りその職務を執るに適しないときは、檢察官適格審査会の議決を経て、その官を免ずることが出来る。  
2 檢察官は左の場合には、その適格に關して、檢察官適格審査会の審査に

付される。

一 すべての檢察官について三年ごと  
に定時審査を行う場合

二 行政主席の請求により各檢察官  
について随時審査を行う場合

3 檢察官資格審査会は、檢察官が心  
身の故障、職務上の非能率その他の  
事由に因りその職務を執るに適しな  
いかどうかを審査し、その議決を行  
政主席に通知しなければならない。

行政主席は、檢察官資格審査会から  
檢察官がその職務を執るに適しない  
旨の議決の通知があつた場合におい  
て、その議決を相當と認めるときは、  
当該檢察官を罷免しなければならない  
。

4 檢察官資格審査会は、行政主席の  
監督に屬し、立法院議員、檢察官、  
法務局の職員、判事、辯護士及び琉  
球大学教授の中から選任された九人  
の委員を以つて組織する。但し、委  
員となる立法院議員は四人とし、立  
法院において選出する。

5 檢察官資格審査会に、委員一名に  
つきそれぞれ一名の豫備委員を置  
く。

6 各委員の豫備委員は、それぞれそ  
の委員と同一の資格ある者の中か  
ら、選任する。但し、豫備委員とな  
る立法院議員は、立法院において選  
出する。

7 委員に事故のあるとき、又は委員  
が缺けたときは、その豫備委員が、  
その職務を行う。

8 前七項に規定するものの外、檢察  
官資格審査会に関する事項は、行政  
主席が定める。

(身分保障)

第十三條 檢察官は、前條の場合を除  
いては、その意志に反して、その官  
を失ひ、職務を停止されることはな  
い。但し、懲戒處分による場合は、  
この限りでない。

(職員)

第十四條 檢察庁に檢察事務官、檢察  
技官その他の職員を置く。

2 檢察事務官は、上官の命を受けて、  
檢察庁の事務をつかさどり、又、檢  
察官を補佐し、又はその指揮を受け  
て捜査を行う。

3 檢察技官は、檢察官の指揮を受け  
て技術をつかさどる。

(分課)

第十五條 檢察庁の所掌事務を遂行す  
るための分課及び分掌事務は、行政  
主席が定める。

(公務員法の特別規定)

第十六條 第十一條から第十三條まで  
の規定は、檢察官の職務と責任の特  
殊性に基いて、琉球政府公務員法(一  
九五三年立法第四號)第六十五條の  
規定による特例を定めたものとす  
る。

附 則

第一條 この立法は、一九五三年四月  
一日から施行する。

第二條 この立法施行の際、現に檢察  
(檢察長、次長、檢察官、副檢察官を含む)

の職にある者は、この立法に基いて  
任用されたものとし、その職員につ  
いてはそれぞれこの立法に基く相當  
の職員となるものとする。

第三條 他の法令中「檢察官」とあるの  
は、「檢察官」と読み替へるものと  
する。

第四條 法務局設置法(一九五二年立  
法第七號)第十七條の規定による檢  
察局においてなした事件の受理その  
他の手続は、檢察庁においてなした  
事件の受理その他の手続とみなす。

第五條 第十二條第二項第一號の規定  
による第一回の定時審査はこの立法  
施行後一年以内に行わなければならない。  
ない。

発行所

行政主席官房文書課

【官報印刷部】印行